

2019年（令和元年）

啓発・知識の普及及び人権の尊重並びに
再発・感染拡大防止の教育に関する大臣要求項目

2019年（令和元年）6月11日

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

第1 医療関係職種の養成所・養成施設における教育啓発

1 操班研究及び榎本班研究を踏まえたB型肝炎に関する教育の充実について

(1) 事務連絡の発出

貴省による平成29年10月30日付け「医療関係職種の養成所・養成施設におけるB型肝炎に関する教育の推進について」（以下「平成29年事務連絡」）及び平成30年10月26日付け「医療関係職種の養成所・養成施設におけるB型肝炎に関する教育の推進について」（以下「平成30年事務連絡」）は、B型肝炎に関する教育を進めるために非常に効果的であった。患者講義（患者及び患者家族・遺族の声を直接聞く機会）について取り上げてみても、事務連絡を契機に本年度だけで現時点まで46校と多くの養成所・養成機関（文部科学省管轄の大学も含む）から依頼を受けた。その大きな要因は、貴省が幅広い医療関係機関に対して、繰り返し、患者講義の概要を紹介する資料も添付した事務連絡を発出したことにより、養成所・養成機関がB型肝炎に関する教育の重要性と患者講義の意義を実感できたことにあると考えている。そして、実際に患者講義を実施した養成所・養成機関からは、学生へのアンケートや養成機関担当者の実績報告書等により、B型肝炎に関する教育のために患者講義は非常に有意義であったとの回答を数多く受けている。

そこで、さらに操班研究（「医療従事者養成課程におけるB型肝炎に関する教育についての研究」研究主任者操華子氏）及び榎本班研究（「医療従事者養成課程におけるB型肝炎に関する効果的な教育方法についての研究」研究代表者榎本大氏）を踏まえたB型肝炎に関する教育を充実させるために、本年度においても同様の事務連絡を発出すべきであるとする。この点、貴省は、事前質問に対して「研究成果は次年度に周知するのが通例であるため、再度の周知については、新たな知見もないことから今のところ予定していない。」と回答されたが、操班研究については再度周知をされており、このような通例はないと思われる。また、通例があったとしても、より良い医療現場としていくのに有意義である上記教育を推進するためには、効果的な施策は随時行っていくべきであり、平成29年事務連絡や平成30年事務連絡を発出しないとしても、B型肝炎に関する教育の推進および患者講義の普及のために方策を練り、対応していくべきである。そこで、以下の方策をとられたい。

ア 本年度においても平成29年事務連絡及び平成30年事務連絡と同様の事務連絡を行うべく検討し直し、発出されたい。

イ 今後も、肝炎に関する啓発・教育、感染症対策・医療安全、人権尊重・医療倫理などについて新たな研究結果や知見が出された場合には、これらを積極的に周知し、その際にはこれらの研究結果や知見の活用・実践に有意義である患者講義についてもあわせて周知されたい。

(2) 榎本班教育資材の普及・活用

榎本班教育資材（榎本班研究により作成された教育資材）はB型肝炎教育のために有意義であるものの、医療従事者養成機関において未だ十分に認知されていると

は言い難い。そこで、榎本班教育資材を普及させるため、より効果的な方策をとられたい。

2 文部科学省への働きかけ

文部科学省管轄の医療従事者養成機関においてもB型肝炎被害の教育および偏見差別防止のための教育を充実・徹底させるため、今後も継続して同省への働きかけを行われたい。

3 教育ガイドライン及び国家試験出題基準への明記

B型肝炎被害及びその教訓（被害拡大の原因と再発防止のための教訓は、「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班会議」による研究報告書及び「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」による提言等において指摘されている。）は、医療安全・適切な感染対策の重要性を理解する上で非常に有意義であり、医療従事者養成機関の全ての学生がこれを学ぶことが必要である。そのためには、B型肝炎被害及びその教訓を教育すべきことを各職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）の教育ガイドライン（教育内容に関する省令、モデル・コアカリキュラム等の教育ガイドライン）及び国家試験出題基準に明記することが必要である。

貴省は、平成30年度大臣要求項目、第1、2の回答において、「御指摘のガイドライン等に細やかな教育内容を明記することについては、ガイドライン等が教育の学問的な分類体系や教育体制等を示すという性質のものであるため、困難と考える」と述べているが、薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）の「A基本事項（1）薬剤師の使命（3）患者安全と薬害の防止」の項に「代表的な薬害の例（サリドマイド、スモン、非加熱血液製剤、ソリブジン等）について、その原因と社会的背景及びその後の対応を説明できる」と明記されているとおり、個別事例を取り上げて「その原因と社会的背景及びその後の対応」を教育すべきとする例が実際にあるのであるから、B型肝炎被害及びその教訓について教育ガイドライン及び国家試験出題基準に明記することも何ら支障がない。

また、貴省は、上記回答において、「榎本班研究の研究成果の周知を通じて、各養成施設においてB型肝炎被害及びその教訓に関する教育が行われるよう働きかけてまいりたい」と述べているが、榎本班研究の研究成果の周知と各職種の教育ガイドライン及び国家試験出題基準の教育内容にB型肝炎被害及びその教訓を明記することは両立するものであり、ともに貴省において取り組むべき課題である。

そこで、各職種の教育ガイドライン及び国家試験出題基準の次回改訂時には、医療安全・適切な感染対策の教育内容としてB型肝炎被害及びその教訓を必ず学ぶべきものとして明記されるよう、文部科学省とも連携しながら、上記薬学教育モデル・コアカリキュラムにおける個別事例もあげて働きかけるなど、具体的な取組みをなされたい。

第2 医療従事者に対する啓発（卒後教育）

医療安全・適切な感染対策のためにB型肝炎被害及びその教訓を学ぶこと、並びに、感染症患者への偏見差別の根絶のためにその実態を知ることが、現役の医療従事者（内科や消化器内科にとどまらず他科を含む。）に対しても継続的に啓発していく必要がある。操班研究においても、特に患者講義について、「養成課程在籍中のみならず卒後教育の一環として活動を広げる意義」が指摘されている。

多くの医療関係職種の中、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下あわせて「看護職」という。）は、患者やその家族に寄り添う身近な医療従事者であることに鑑み、まずは看護職の卒後教育の充実が有効であると考えられる。

貴省は公益社団法人日本看護協会に対しても平成29年事務連絡および平成30年事務連絡を発出しているものの、これは医療関係職種の養成所・養成施設（学生）に向けたものであり、卒後教育（現役の医療従事者）に向けたものではない。

そこで、日本看護協会に対して、卒後教育（現役の医療従事者に対する啓発）として、平成29年事務連絡および平成30年事務連絡と同様、操班研究と榎本班研究の周知をするとともに、医療安全・適切な感染対策のためにB型肝炎被害及びその教訓を学ぶ研修、偏見差別防止の研修を実施することを働きかけ、あわせて患者講義の周知（患者講義に関する当弁護団の連絡先の周知を含む）を実施されたい。

なお、上記の啓発は、B型肝炎という特定の疾病に関する啓発というよりも、B型肝炎被害の例を通じて、広く医療安全・適切な感染対策の重要性を学ぶためのものであり、また、B型肝炎ウイルス感染者の例を通じて、広く感染症患者への不適切な対応による偏見差別を根絶するためのものである。

第3 普通教育

B型肝炎被害は、多くの感染被害を生み出す危険を認識又は認識し得たにもかかわらず、効率性、経済性を重視するあまり、接種器具の一人ごとの滅菌・取換え等を行わなかった結果、全国に45万人にも及ぶ感染被害者を生じさせ、生命、身体、健康、人生に甚大な被害を生じさせた重大な人権侵害事件である。そして、その被害は、現在もなお、患者及び家族・遺族において続いている。

B型肝炎被害は、国民の誰もが被害者となり得た事件であり、かつ、避けることができた被害であるため、国民が身近な問題として、国の施策のために負った人権被害の重大さを知り、その教訓を生かしていくことができる事例であり、その被害の歴史を周知・啓発していくことは、今後、国の施策による重大な人権侵害、生命・健康被害を生み出さない社会をつくることにつながっていく。

とりわけ、普通教育においては、学習指導要領に定められている人権の尊重、国民主権、人間の尊重、思いやりの心をもつこと、社会保障などの理解を深めるために有益で

ある。貴省との間においてもこれまで、普通教育の中でB型肝炎被害を教え伝えていくことの重要性は確認されてきた。

そこで、以下のとおり要求する。

1 中学校社会科（主に公民）における教育の実施

B型肝炎被害は、日本国憲法の「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解する（中学校学習指導要領（平成29年告示）59頁）」具体的な国家賠償請求事件（憲法17条）として有益な事例である。そして、B型肝炎被害を学ぶことは、「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識（中学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編128頁）」することができる点で良い題材である。このように、B型肝炎訴訟を中心としたB型肝炎被害を学ぶことは、中学校公民の学習指導要領に合致しており、同教科での教育を実施することが有益である。

そこで、B型肝炎訴訟を中心としたB型肝炎被害を学ぶ教育が中学校社会科（主に公民）において広く実施されるよう、貴省が主体的かつ積極的に取り組み、実現のための施策を具体的に実施されたい。

また、中学校社会科での教育の実施に向け、「B型肝炎被害を伝える教育を中学校社会科において実施するための検討会」など、同教育の実施に向けた協議体を設置されたい。

2 教材の作成

普通教育においてB型肝炎被害を教え伝えるための教材を、当原告団・弁護団制作にかかる副読本案「防げたのに、なぜ（2019年4月1日案）」を基とした上で制作されたい。

既に提出した2019（平成31）年4月5日付け「貴省作成副読本案『肝炎を学ぼう』に対する意見」のとおり、貴省が制作した案「肝炎を学ぼう」は、当原告団・弁護団として、内容、デザイン、構成の全てにおいて受け入れられないので、今後も教材の完成に向けた協議を継続されたい。

3 「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題への掲載

B型肝炎被害は45万人にも及ぶ全国各地の国民に生命、身体、健康、人生に甚大な被害を生じさせた重大な人権侵害事件であり、現在もなお、患者及び家族・遺族において身体的、経済的、精神的な苦しみが続いている重大な人権課題である。そこで、以下のとおり要求する。

- (1) B型肝炎被害を「人権教育・啓発に関する基本計画」における人権課題に取り上げるため、引き続き、貴省が中心となって、法務省、内閣府、文部科学省等とも連携しつつ取り組まされたい。
- (2) 法務省発行の「平成30年度人権教育及び人権啓発施策（年次報告）」の中に、肝

炎ウイルス感染者への偏見や差別の問題について掲載されるよう引き続き調整するとともに、B型肝炎被害の問題についても掲載されるよう調整されたい。

- (3) B型肝炎被害を年次ごとの「啓発活動強調事項」として取り上げられるためにも、貴省が中心となって、法務省、内閣府、文部科学省等とも連携しつつ取り組まれたい。

以上